

土木工事特記仕様書（令和7年6月1日以降適用）

- 第1条** 長浜2号幹線都市下水路整備工事その2(着手日指定型)は、本特記仕様書及び「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」「徳島県土木工事施工管理基準」「徳島県工事検査基準」を準用する。内容が重複する場合には、本特記仕様書を優先するものとする。また、土木工事主要提出書類チェックリスト（時系列）【受注者用】及び様式について、徳島県版を使用するものとする。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、工事途中で改定された場合はこの限りでない。

（土木工事主要提出書類チェックリスト（時系列）【受注者用】に対する変更事項）

- 第2条** 土木工事主要提出書類チェックリスト（時系列）【受注者用】に対する変更事項は、次のとおりとする。

（チェックリストの読み替え）

提出書類 87 の「工事成績評定に関する意向確認書」は使用しないものとする。

（土木工事共通仕様書に対する補足事項）

- 第3条** 「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に対する補足事項は、次のとおりとする。

（現場代理人及び主任技術者等）【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

1. 選任通知

（4）受注者は、選任通知書に次のものを添付しなければならない。

② 監理技術者を選任した場合（下請金額の総額が5,000万円以上）は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（それぞれ表、裏とも）

（事故報告書）【変更】

1-1-1-40 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、監督員が指示した場合及び建設工事事務データベースシステムの登録対象となる事故の場合、監督員が定めた期日までに、事故報告書を提出し、建設工事事務データベースシステムに、事故に関する情報を登録する。

（しゅん工標）【追加】

1-1-1-57 しゅん工標の設置

受注者が希望する場合、次の工事（構造物）を対象に工事に携わった技術者の氏名を標柱（様式第2号）または標板（様式第3号）に記すことができる。

対象工事(構造物)：擁壁、カルバート、橋梁上部工、橋梁下部工、トンネル、堰、水門、樋門(樋管)、砂防堰堤、シェッド、法面、(揚)排水機場

対象技術者：監理（主任）技術者氏名

（工事着手日指定契約方式の試行）

- 第4条** 本工事は、受注者が人員や資機材を効率的に配置し、生産性の向上を目的とした工事着手日指定契約方式の試行工事であり、別に定める「阿南市工事着手日指定契約方式実施要領（以下「実施要領」という。）」を適用する。

- 2 本工事の工事着手日は令和8年10月1日、工期終期は令和9年2月26日とする。なお、受注者は、工事着手日まで工事の着手（現場事務所の設置、現場への資材の搬入及び仮設物の設置など）を行ってはならない。ただし、工期始期から発注者の指定する工事着手日までの期間内に、関連工事の早期完成や関係者の同意など、着手時期の制約が解消された場合は、監督員の承諾を得て工事着手日を変更することができる。

きる。

- 3 受注者は、工事着手日を工事着手日から起算して14日以内（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）に提出する工程表に明記しなければならない。
- 4 実施要領第6条に基づき、工程表の初回の提出に限り徳島県土木工事共通仕様書1-1-1-4「1.工程表の提出」について、文章中「契約締結後」を「工事着手日から起算して」に、実施要領第7条に基づき、工事着手日の前日まで現場代理人及び主任技術者又は監理技術者を配置することを要しないため、徳島県土木工事共通仕様書1-1-1-15「2.技術者台帳」について、文章中「契約後」を「工事着手日から起算して」にそれぞれ読み替えるものとする。また、実施要領第7条に基づき、徳島県土木工事共通仕様書1-1-1-2「37.工事着手日」について、文章中「又は測量」を削除するものとする。

工事着手日指定契約方式実施要領

阿南市 HP <https://www.city.anan.tokushima.jp/docs/2022022800046/>

（暫定単価方式の試行）

- 第5条** 本工事は、当初発注手続きの簡素化及び早期発注の観点から、暫定の単価（以下、「暫定単価」という。）を使用して積算した「暫定単価方式」の試行工事である。
- 2 特別調査が必要な単価については、過去の類似案件を参考に暫定単価を設定し、積算している。
 - 3 設定した暫定単価は、設計書（見積単価一覧表）に示す。
 - 4 契約後、暫定単価は、適切な単価に変更するものとする。

（本工事の特記仕様事項）

第6条 本工事における特記仕様事項は、次のとおりとする。

1.総括打合せ

受注者は、工事実施に先立ち、工事に関する総括打合せを発注者で行うものとする。

2.工事工程

受注者は、毎月末の進捗状況をその翌月10日までに監督員に報告するものとする。

3.交通誘導警備員

本工事においては交通誘導警備員を32人計上しているが、施工前に安全対策の協議を監督員と行い、必要に応じて変更するものとする。

4.通行規制等

本工事の通行規制に関しては、工事施工前に監督員と受注者において協議を行い、規制形態の最終判断については原則所轄警察署の「道路使用許可」によるものとする。

工事施工については通行規制の手続き完了後から施工を行うものとする。

現場の通行規制形態が全面通行止又は車両通行止として道路使用許可を得た場合、規制開始の1週間以上前より、通行者及び通行車両に対する事前周知として、施工箇所周辺に案内看板を設置する等の措置を行うこと。また、規制開始時及び規制解除時には関係機関に連絡すること。

5.建設副産物の適正処理

建設副産物の搬出にあたっては、その適正な処理を確認するために、追跡調査を実施する場合がある。

6.建設発生土の搬出について

本工事の建設発生土については、次に掲げる箇所に搬出を予定しており、10t ダンプトラック以下の車両により行うものとする。

搬出先：一般財団法人徳島県環境整備公社 橘処分場

運搬箇所：阿南市橘町小勝187

受入区分：陸上建設残土 1t 当りの処分料金 2,800 円（消費税を含む）

受注者は事前に受入場所と受入条件等の協議を行い、当該処分場で適切な処分が可能であるか確認すること。

また、他事業との調整により工事間流用が可能となる場合、搬出先を変更する場合は

ある。その他、適切な処理が可能で他の受入場所がある場合は、監督員と協議のうえ、変更することができる。

なお、建設発生土については、積算基準に基づき単位体積重量 1.8t/m³ とし、「処分費等」として取り扱うため、間接工事費等の算出に留意すること。

7. 再生利用のための建設副産物の搬出

本工事の施工により発生する次の各号の産業廃棄物は、再生のため次に掲げる場所へ搬出することを予定している。

(1) コンクリート塊

受入場所：阿南市津乃峰町西分 178-1、179、180 県南クリーン(有)

(2) アスファルト塊

受入場所：阿南市津乃峰町西分 178-1、179、180 県南クリーン(有)

搬出に際しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守しなければならない。

8. 安全対策

受注者は現場条件、構造物の構造及び施工方法等を考慮し、足場工等の安全対策を実施するものとする。

9. 支障構造物

本工事の施工に際して、近接する構造物(電柱、支線、架空線等)や埋設物(排水管、水道管等)に影響しないよう慎重に行うこと。

他にも地下埋設物等が予想される場合には、その位置や深さ等を調査して監督員に報告すること。

また、施工中に管理者不明の地下埋設物等を発見した場合には、速やかに監督員へ連絡すること。

10. 作業ヤード

本工事では水路工においてクレーンの使用を予定しているため、作業ヤードについて監督員と協議の上、必要があれば用地の借地を行うこと。

11. 耕作地等の復旧

工事用地等で使用した耕作地等の使用後の埋め戻しは特に丁寧に施工するものとし、転石の除去、不陸の整正等を行い、後日地権者との問題が起きないように復旧するものとする。また、復旧後は地権者の了承を得てから引き上げること。

12. 天災対策

地震発生等の天災に備えて、特に人命の安全確保を最優先したうえで、あらかじめその対応策を定めておくものとする。また、長浜2号幹線都市下水路の通水断面に影響を与える工種(構造物とりこわし工、水路工等)の施工については、天候等を十分考慮したうえで実施すること。

13. 第三者に対する措置

1) 建設機械の使用にあたっては、周囲に騒音・振動を与えないように特に注意しなければならない。なお、周辺住民より振動等による苦情があった場合は、監督員と協議の上、速やかに対策を講じること。

2) 受注者は、必要に応じて土砂運搬等による粉じん対策を講じなければならない。

3) 周辺住民への工事案内をこまめに行い、住民との関係を良好に保たなければならない。

14. その他

その他、必要と認められるものについては、その都度監督員と協議するものとする。

水道工事特記仕様書

阿 南 市

1. 一般事項

1. 1 適用範囲

本工事は、本特記仕様書及び「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」「徳島県土木工事施工管理基準」「徳島県工事検査基準」を準用する。内容が重複する場合には、本特記仕様書を優先するものとする。また、土木工事主要提出書類チェックリスト（時系列）【受注者用】及び様式について、徳島県版を使用するものとする。

ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、工事途中で改定された場合はこの限りでない。

1. 2 土木工事主要提出書類チェックリスト（時系列）【受注者用】に対する変更事項

土木工事主要提出書類チェックリスト（時系列）【受注者用】に対する変更事項は次のとおりとする。

（チェックリストの読み替え）

提出書類 87 の「工事成績評定に関する意向確認書」は使用しないものとする。

1. 3 法令等の遵守

工事の施行にあたり、受注者は建設業法、道路交通法、騒音規制法、労働基準法、職業安定法、労働者災害補償保険法、緊急失業対策法、その他関係法規および発注者の条例・規程等工事の施行に関する諸法令規則を遵守しなければならない。

1. 4 疑義の解釈

（1）仕様書（特記仕様書を含む）および設計図書（設計図および工事費内訳明細書を含む）に疑義を生じた場合は、発注者の解釈による。

（2）仕様書、設計図書に明示されていない事項があるとき、または内容に相互符号しない事項があるときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

ただし、技術上当然必要と認められる軽微なものについては、発注者の指示に従わなければならない。

1. 5 諸手続き

受注者は、工事の施行に必要な関係諸官公署および他企業への諸手続きは、迅速、確実に行いその経過については、すみやかに監督員に報告しなければならない。

1. 6 費用の負担

材料および工事の検査ならびに工事施行を伴う測量、調査、試験、試掘、諸手続等に必要な費用は、受注者の負担とする。

2. 現場における注意事項

2. 1 交通および保安上の措置

受注者は、工事施行中、公衆に迷惑を及ぼす行為のないよう次の事項を守り、交通および保安上十分な措置をしなければならない。

- (1) 受注者は、工事の施工に当たり、道路管理者、所轄警察署の交通規制に係る許可を得るとともに、許可証の写しを監督員に提出しなければならない。
- (2) 工事施工時には、関係官公署の指示事項を遵守するとともに、沿道住民の意向を配慮し、必要な箇所に指定の表示をするとともに防止柵、注意灯等を設置し万全を期さなければならない。
- (3) 工事区域内に車両または歩行者の通行があるときは、これらの交通に必要な設備を施し通行者の安全に務めなければならない。
- (4) 工事区域内は常に整理整頓をしておくとともに、当該部分の工事の進捗に合わせ、直ちに仮復旧を行い、遅延なく一般交通に開放しなければならない。

2. 2 公害防止

騒音、振動、悪臭等の公害の発生を防止するとともに現場付近居住者との間に紛争を起さないよう、その施行方法、時期、場所等について、常に注意しなければならない。

2. 3 現場の整理、整頓

- (1) 受注者は、工事施工中、交通および保安上の障害とならないよう機械器具、不用土砂等を使用のつど整理、整頓し、現場内およびその付近は常に清潔に保たなければならない。
- (2) 受注者は、工事完成までに、不用材料、機械類を整理するとともに仮設物を撤去して、跡地を清掃しなければならない。

2. 4 工事現場標識等

- (1) 工事現場には、見えやすい場所に工事件名、工事箇所、期間、事業所名、受注者の住所、氏名等を記載した工事標示板他所定の標識を設置しなければならない。
- (2) 受注者は、工事内容を地元住民や通行者に周知させ、協力を求めるため、発注者の指定する広報板を設置しなければならない。
- (3) 耐震管を布設する工事においては、「耐震管布設工事中」と記載した工事標示板を設置しなければならない。

2. 5 工事用電力および工事用水

工事用電力および工事用水の設備は、受注者の負担で関係法規にもとづき施行しなければならない。

2. 6 工事に必要な土地、水面等

工事に必要な土地、水面等は、受注者の責任において使用权を取得し、受注者の費用負担で使用するものとする。

2. 7 交通誘導員等

- (1) 交通誘導員とは警備業者の警備員（警備業法第4条による認定を受けた警備会社の警備員をいう）で、交通誘導業務に従事する者のことであり、本工事においては延人数27人（A0人、B27人）を見込んでいる。
- (2) 現道上の工事においては、円滑（公平）な交通サービスを提供することが重要であることから、受注者は状況を十分把握するとともに、その対策について交通誘導員の配置計画を提出するものとする。

3. 工事施行

3. 1 一般事項

受注者は、常に工事の進捗状況について注意し、予定の工事日程と実績を比較検討して、工事の円滑な進行をはからなければならない。特に施行の時限を定められた箇所については、監督員と十分協議し、工程の進行をはからなければならない。

3. 2 地上、地下施設物

- (1) 受注者は、工事施工箇所の地下埋設物の位置、深さ等を調査し、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず、工事着手前に監督員へ報告しなければならない。

また、地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、地下埋設物の管理者等が保管する台帳等に基づいて、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。

- (2) 工事施行中、損傷を与えるおそれのある施設物に対しては、受注者の負担で仮防護その他適当な措置をし、工事完了後は原形に復旧しなければならない。
- (3) 地下埋設物または地上施設物の管理者から指示があった場合は、その指示に従わなければならない。

3. 3 現場付近居住者への説明

受注者は、工事着手に先立ち、現場付近居住者に対し、監督員と協議のうえ、工事施行について説明を行い、十分な協力を得られるよう努めなければならない。

3. 4 就業時間

工事施行の就業時間については、あらかじめ監督員と協議しなければならない。

3. 5 工事施行についての折衝報告

工事施行に関して、関係官公署、付近住民と交渉を要するときまたは交渉を受けたときは適切な措置を講ずるとともに、すみやかにその旨を監督員に報告しなければならない。

3. 6 他工事との協調

工事現場付近で他工事が施行されているときは、互いに協調して円滑な施行をはからなければ

ばならない。

3. 7 工事記録写真

- (1) 受注者は、工事全般にわたって、監督員の指示により、工事過程を段階的に撮影、編集して工事検査の際写真帳として提出しなければならない。
- (2) 既存の構造物その他で撤去、取り壊し等をするもののうち、監督員が指示した場合は、現況を撮影しなければならない。
- (3) 工事施行後、外部から検査できない箇所は、原則として撮影しておかなければならない。

3. 8 工事関係書類の整備

受注者は、随時監督員の点検を受けられるよう、工事に関する書類を整備しておかなければならない。

4. 材料一般

4. 1 材料の規格

使用材料はすべて日本産業規格（以下 J I S という）、日本水道協会規約（以下 J W W A という）等に適合しなければならない。ただし規格にないものについては市場品中等以上のもので、監督員の承認を得たものでなければならない。

納入資材は、原則として製造後 1 年以内とするが、これ以外であっても協議により決定することができる。

4. 2 材料の搬入

工事用材料は、工事工程表にもとづき、工事の施行に支障を生じないよう現場に搬入しなければならない。

4. 3 材料の返納

設計仕様書により材料を購入し材料検査に合格したものであっても、工事内容の変更等により未使用となる材料は、受注者の責により処理しなければならない。

（特殊材料については発注者と受注者とが協議して定めるものとする。）

5. 交付材料および貸与品

5. 1 交付および貸与

交付材料および貸与品は、発注者と受注者の立会いのもとに確認した後受領書または借用書と引き替えに交付あるいは貸与する。受注者は、その形状、寸法が使用に適当でないと認めたときは、その旨を監督員に申し出なければならない。

5. 2 運搬・保管

交付材料および貸与品の運搬および保管は、受注者が行うものとし、その取り扱いは慎重に行わなければならない。

5. 3 保管、使用状況の把握

交付材料および貸与品は、整理簿により、その保管および使用の状況を常に明らかにしておかなければならない。

5. 4 損傷時の処置

交付材料および貸与品を滅失または損傷したときは、賠償または原形に復さなければならない。

5. 5 返納

工事完了後、交付材料の残材および貸与品については、監督員の検査を受けたのち、すみやかに指定の場所に返納しなければならない。

6. 管布設工事施行一般

6. 1 布設位置

管布設の平面位置および土被りは、設計図により正確に決定し、必要に応じて地下埋設物その他の障害物を確認し、監督員と協議のうえ布設位置を決定しなければならない。

6. 2 掘削工

- (1) 掘削は、交通、保安設備、土留、排水、覆工、その他必要な諸般の準備を整えたうえ、着手しなければならない。
- (2) 一施行区域の長さは、関係官公署または監督員の指示によらなければならない。
- (3) 掘削断面は、掘削標準図による。
- (4) 埋め戻し完了時間が制約される工事箇所掘削は、制約時間内に埋め戻しが完了できる範囲内でなければならない。
- (5) 掘削土は、表土または舗装部を取り除き、下層土と混ざらないよう処理しなければならない。
- (6) アスファルトコンクリート舗装の表層および基礎コンクリートならびにコンクリート舗装の取り壊しは、コンクリートカッターを使用して切り口を直線にし、断面は粗雑にならないようにしなければならない。
- (7) 継手掘りは、所定の形状、接合作業の完全を期せるように行い、ゆう水のある場合は、排水設備を完備しなければならない。
- (8) 掘削底面に岩石、コンクリート塊等固い突起物が出てきたときは、管底より 10 c m 以上は取り除き、砂等で置き換えなければならない。
- (9) 機械掘削をする場合は、施行区域全般にわたり地上、地下施設物に十分注意しながら行

わなければならない。

6. 3 通路の確保

- (1) 通路を横断して施行する場合は、半幅員以上の通路を確保しなければならない。また、分割工事が不可能な場合は、覆工をするか、仮橋を設けるなどして通路を確保しなければならない。
- (2) 建物その他、人の出入りする場所に近接して工事を行う場合は、沿道住民に迷惑のかからないように安全な通路を設け、出入口口を確保しなければならない。

6. 4 埋戻工

- (1) 埋め戻しは、所定の土砂を用い、片埋めにならないように注意しながら厚さ 30 c m ごとに十分締め固めなければならない。また、破損防止シートは、埋戻し第一層完了後布設するものとする。
- (2) 埋め戻しに際しては、管その他の構造物に損傷を与えたり、管の移動を生じたりしないよう注意して行わなければならない。
- (3) 管の下端、側部および埋設物の交差箇所の埋戻し、つき固めは特に入念に行い、沈下の生じないようにしなければならない。
- (4) 土留の切りばり、管の据付けの胴締め材は、管に影響を与えないよう取りはずし時期、方法を考慮して埋め戻しを行わなければならない。
- (5) 石綿管の埋め戻しにあたっては、管の周囲は特に良質土砂で行い、固いものがあってはならない。

6. 5 建設発生土の搬出

本工事の建設発生土については、次に掲げる場所に搬出を予定している。受注者は搬出に際し、事前に搬出先と受入条件等の協議を行うこと。

また、他事業との調整により工事間流用が可能となる場合、搬出先を変更する場合がある。その他、適切な処理が可能である他の搬出先がある場合については監督員と協議のうえ、変更することができる。

搬出先：阿南市橘町小勝 187 番地

(一財) 徳島県環境整備公社 橘処分場

6. 6 発生材の処理等

本工事の施工により発生する次の各号の発生材については、次に掲げる場所へ搬出を予定している。搬出に際しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその他関係法令等に従い処理を行うこと。なお、下記以外の許可業者の処分場で処理しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。

- (1) アスファルト及びコンクリート類

処分場：阿南市津乃峰町西分 178-1、179、180

県南クリーン(有)

(2) 汚泥

処分場：徳島市国府町早淵字段ノ原 8 9 6 番地 4

(株)折口組 処分場

6. 7 管据付け

- (1) 管の据付けにあたっては、十分内部を清掃し、管文字を上向きにして据付けなければならない。
- (2) 直管では、一定以上の角度をとってはならない。
- (3) 配管中既設埋設物と交差する場合は 3 0 c m 以上離さなければならない。

6. 8 配管技能者

- (1) 配管作業に従事する技能者は、豊富な実務経験と知識を有し、熟練したものでなければならない。なお、給水装置を施工する場合は、給水装置工事主任技術者が行うこととし、着手前に技術者免状の写しを提出すること。
- (2) 耐震管布設作業に従事する技能者は、豊富な実務経験と知識を有し、熟練したものでなければならない。なお、着手前に耐震継手講習会等の受講修了書の写しを提出すること。
- (3) 水道配水用ポリエチレン管の布設作業に従事する技能者は、メーカーによる施工技術の講習課程を修了したものでなければならない。
- (4) ステンレス鋼管等の溶接作業に従事する技能者は、J I S Z 3 8 0 1 (溶接技術検定における試験方法及び判定基準)、J I S Z 3 8 2 1 (ステンレス鋼溶接技術検定における試験方法及び判定基準)、J I S Z 3 8 4 1 (半自動溶接技術検定における試験方法及びその判定基準)、の内、この種の溶接に最も適する技能と実務経験を有する者を従事させること。

6. 9 既設管との連絡工事

- (1) 連絡工事は、断水時間に制約されるので、円滑な作業ができるよう十分な作業員を配置し、配管資材を確認し、機材、器具を十分準備し、迅速、確実に施行しなければならない。
- (2) 既設管の切断に先立ち、監督員の指示立会いのうえ、管種および管の所属を調べ、設計図に示された連絡管であることを確認しなければならない。
- (3) 既設管との連絡には、既設管内を十分清掃したうえ連絡しなければならない。

6. 1 0 水圧試験

配管終了後、原則として管内に充水し、管路として所定の圧力を保持する水圧試験を行わなければならない。

6. 1 2 中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更

- (1) 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）の調達に必要な経費(以下、「別途調達経費」）について、設計変更を行う対象工事である。
- (2) 当初設計内において調達検討資材の調達が困難で、代替資材での調達が可能な場合は、監督職員と協議するものとする。
- (3) 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議するものとする。ただし、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅延なく書面により協議するものとする。
- なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。
- ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
 - ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
 - ③ 調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）
- (4) 受注者は、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。